

2019 年度（令和元年度）

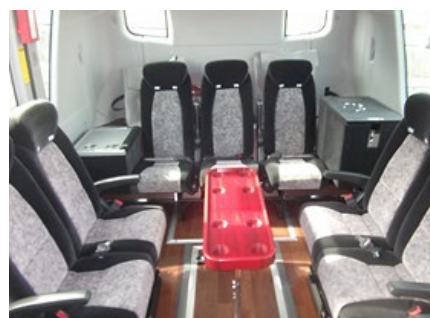
安全報告書



長崎バスグループ
長崎バス観光株式会社 NAGASAKI BUS

目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	・・・P2
2. 輸送の安全に関する目標および達成状況	・・・P2
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	・・・P2
4. 輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統	・・・P3
5. 令和元年度 輸送の安全に関する重点施策と実施結果	・・・P3～5
6. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置	・・・P6
7. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資(主な支出等の実績)	・・・P7
8. 輸送の安全に関する内部監査結果ならびに当該結果に基づいて講じた措置内容	・・・P7
9. 貸切バス安全性評価認定	・・・P7
10. 事故・災害に関する報告連絡体制	・・・P8. 9～12
11. 安全管理規程	・・・P8
12. 安全統括管理者	・・・P8



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、『安全管理規程』において、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営方針、事業の実施及びその管理体制や方法に関する事項を定め、安全最優先の原則のもと、経営トップから現場まで一丸となって、安全輸送の維持と向上に努力してまいります。

長崎バスグループ経営理念

安全と安心

安全をすべてに優先し、信頼される企業を目指します。

感謝のこころ

お客様の目線に立ち、おもてなしの心でサービスを提供します。

仕事への誇り

働く喜びを実感できる、活力ある企業風土を大切にします。

地域とともに

長崎の未来を創造し、地域とともに歩みます。

安全輸送基本方針「安全は最大のサービス」

2. 輸送の安全に関する目標および達成状況

- 令和元年度目標
重大事故ゼロ
(達成状況) 令和元年度重大事故発生 0 件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

- 令和元年度発生件数

種別	件数
乗客負傷事故	0 件
その他	0 件
合計	0 件

4. 輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統

P9『運輸安全マネジメントに係わる管理体制』をご参照下さい。

5. 令和元年度 輸送の安全に関する重点施策と実施結果

(1) 教育の実施

① 新入運転者に対する安全教育の実施

長崎バスグループの使命、経営理念を理解させ、その一員である長崎バス観光の従業員として、社内規則および社会的行動規範を形成し、観光バス運転者としての職責を理解するとともに、安全意識の醸成と運転・接客技術を習得。

- 令和元年度入社 の 3 名 に実施。
- 長距離運転教習(同 3 名 に実施) 3/18、10/20、11/28

② 運行管理者研修の実施

安全運転指導技能向上研修:効果的な指導の技術習得を目的とした研修。

- 営業所長 1 名、同係長 1 名 同主任 2 名、合計 4 名 に実施。
- 運行管理者一般講習 11/6 運行主任 1 名 参加

③ 営業所における安全教育の実施

過去の事故事例より、ドライブレコーダーによる動画を用い、発生原因の検証と未然防止策について、指導を実施。

- 毎月の安全運行ミーティングならびに個別ミーティングによる指導
- 運輸安全マネジメント会議にて、集合教育を実施。

④ 非常用信号器具、消火器、非常口、SOS信号機取り扱い訓練

- 運転者 15 名、営業所長、主任 2 名 参加。

非常扉開閉訓練



⑤ 適性、適齢診断受診と個人ミーティングの実施

当該運転者に対しては、適性診断受診後、運行管理者が受診結果に基づき個別指導を実施。

- 令和元年度受診対象者 10 名 全員受診。

⑥ 運行管理の徹底

本社出勤、宿泊地からの出勤両方とも、出勤する運転者には、点呼時のアルコール検測時に以下の指示を課し、不正防止に注視している。

- I 帽子を被らない
- II 必ず目線を保つ
- III 下を向かない
- IV 瞬きをしない
- V ストローを手に持たない

⑦ バスガイドとの懇談会の実施

運転者だけではなく、バスガイドに対しても、バスの誘導やお客様の誘導についての教育を実施。

- 5/7 実施合計 7 名参加

ガイドミーティング



⑧ デジタル記録計による指導

運行管理者が毎日日報を用いて、速度超過、急発進、急減速状況を確認し指導。

⑨ ドライブレコーダーの有効活用

映像を用いての事実確認、及び円滑な事故処理の推進、ヒヤリ・ハット事例、事故事例等会議内で視聴させ、各種教育に活用。

- 全 46 台に搭載済。

⑩ 従業員表彰の実施

賞賛を受けた従業員へグループ内商業施設商品券を贈呈し激励した。

- 令和元年度は延べ 13 名受賞。

⑪ 運輸規則第 38 条第 1 項に基づく運転者に対して行う指導。及び監督の実施

- 毎月指導する項目
 - 事業用自動車を運転する時の心構え。
 - 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保する為に遵守すべき基本的事項。
 - 危険の予測及び回避。
 - 交通事故に関わる運転者の生理的要因、及びこれらへの対処方法。
- 3ヶ月に1回以上指導する項目
 - 事業用自動車の構造上の特性。

乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項。
旅客が乗降する時の安全を確保する為に留意すべき事項。
営業区域における道路及び交通の状況。
健康管理の重要性。
安全性向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法。

- 適性診断受診結果後、1ヶ月以内に指導する項目
運転者の運転適性に応じた安全運転(受診後随時)

⑫ 各種特別運動の実施

- ・4月28日～5月31日まで、「見てから動かす！いちいち確認特別運動」を実施。
- ・12月19日～31日まで、「後方確認運動」を実施。

⑬ 歯止めの改善、回収の徹底

歯止めの回収忘れによる飛散事故防止として2点式に改善しタイヤホイールに固定。
発車前、運転者による歯止めの回収を徹底。



(2) 運輸の安全に関する会議の実施

- ① 労使による運輸安全マネジメント会議の開催
- 計8回実施 延べ95名参加



6. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置

令和2年度に実施する重点施策を次のとおり定め、安全への取り組みを推進いたします。

- (1) お客様の安全性向上を図るべく、『安全輸送基本方針』を遵守します。
- (2) 全ての行動で基本動作を遵守すべく、指導を図ります。
- (3) ドライブレコーダー記録映像の活用など、運転者教育をさらに向上させ、同種別事故の再発防止を図ります。
- (4) 令和2年度重点目標を下記の通り計画し、安全を確立します。

◎令和2年度安全輸送基本方針

『安全は最大のサービス』

◎令和2年度重点目標

『重大事故ゼロの継続』

◎令和2年度重点施策

『法令遵守で事故削減』

- 法定速度の遵守
- 歩行者保護の遵守
- 車間距離の保持

◎安心・サービスの向上

1. 酒気帯び運転の根絶
2. お客様へ笑顔の対応
3. 社会人としてのモラルの維持

(5) 内部監査

- 当社内部監査担当による、営業所保安監査を実施します。
- 長崎自動車(株)内部統制室による営業所保安監査
安全管理規程にかかるガイドラインに対する適合性および有効性の確認
- 監査役による往査の実施

7. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資（主な支出等の実績）

令和元年度の安全に関する主な支出、設備投資は次の通りです。

(1) 主な費用支出	
① 教育（運転者）に関する支出：新入研修	320 千円
② 同 同 同 同：長距離運転教習	250 千円
③ 健康管理（健康診断費用等）に関する支出	260 千円
④ 無事故表彰、無事故達成賞に関する支出	125 千円
⑤ 車両購入に関する支出	552 千円
⑥ 中型車改造に関する支出	2000 千円

8. 輸送の安全に関する内部監査結果ならびに当該結果に基づいて講じた措置内容

- (1) 当社内部統制担当による営業所内部監査の実施
8/13 本社営業所保安監査を実施。
 - 運輸安全マネジメントガイドライン 14 項目について点検、適合性を判定。
 - 監査結果について営業所保安監査報告書を作成し、経営管理部門（経営トップ、安全統括管理者および運行部）へ報告。
 - 指摘事項に対する対策
- (2) 安全統括管理者による営業所監査
2ヶ月毎に合計6回実施
出勤時のアルコール検知器による呼気チェック、点呼執行状況のチェック、事故防止の注意喚起を行った。

9. 貸切バス安全性評価認定

弊社は、平成 30 年 12 月に貸切バス安全性評価認定制度に基づく「二つ星」の認定を受けており、日々輸送の安全の為努力を続けております。また令和 2 年度貸切バス安全性評価認定制度「三つ星」取得に向けての取り組みを継続的に進めてまいります。

10. 事故・災害に関する報告連絡体制

P9 『重大事故通報系統』をご参照下さい。

11. 安全管理規程

ホームページ掲載の『安全管理規程』をご参照下さい。

12. 安全統括管理者

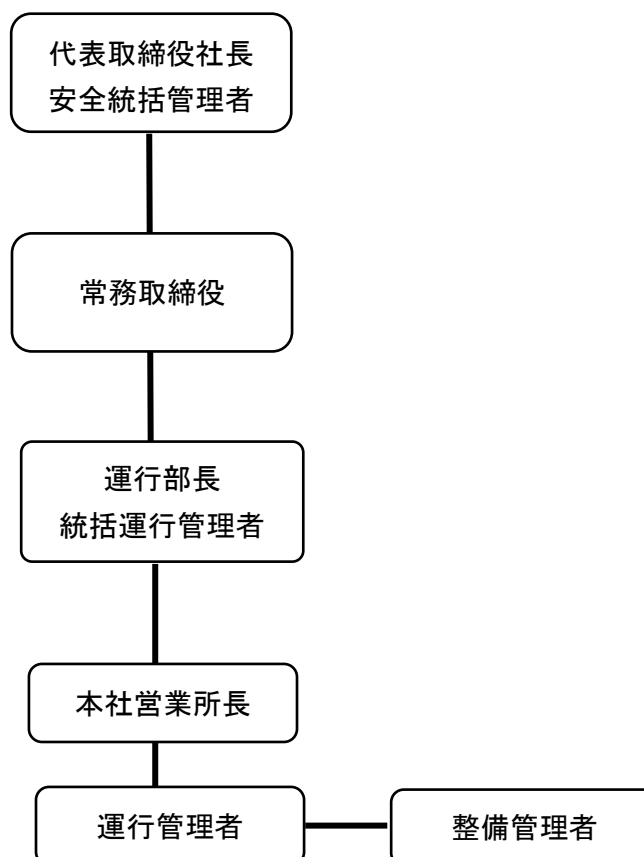
安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 の要件を満たしており、九州運輸局長崎運輸支局への届出を行っております。(令和元年 12 月 31 日現在)

氏 名 : 井上 智之

役 職 : 代表取締役社長

運輸マネジメントに係わる管理体制

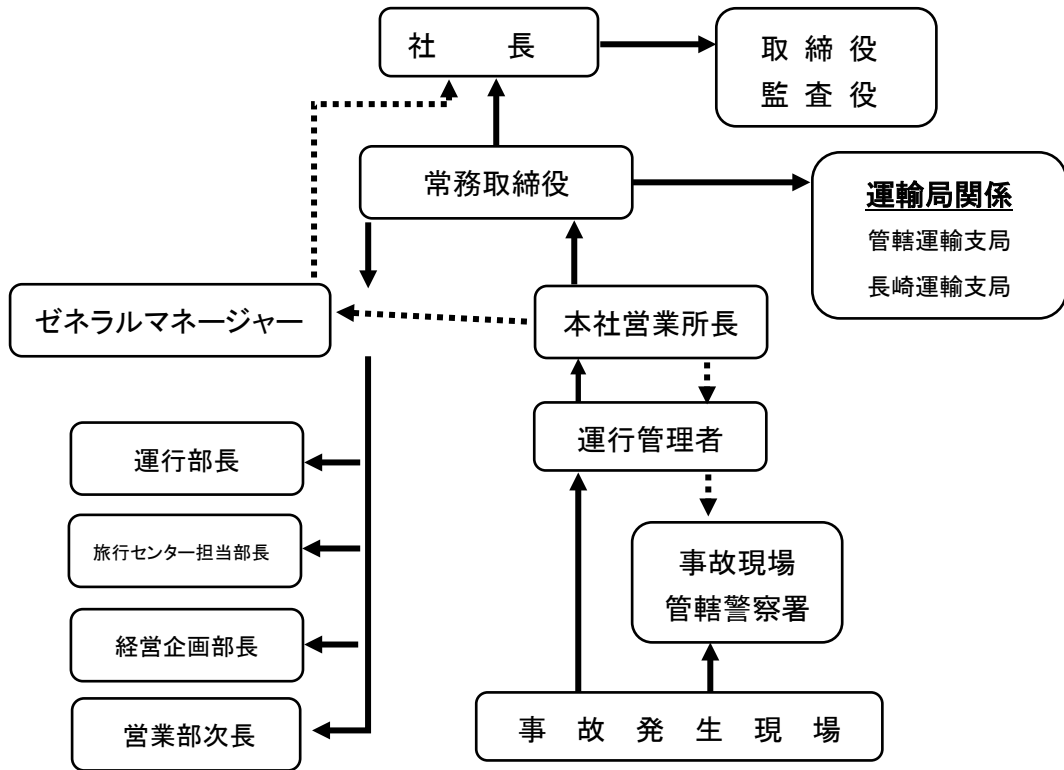
令和元年 12 月 31 日現在



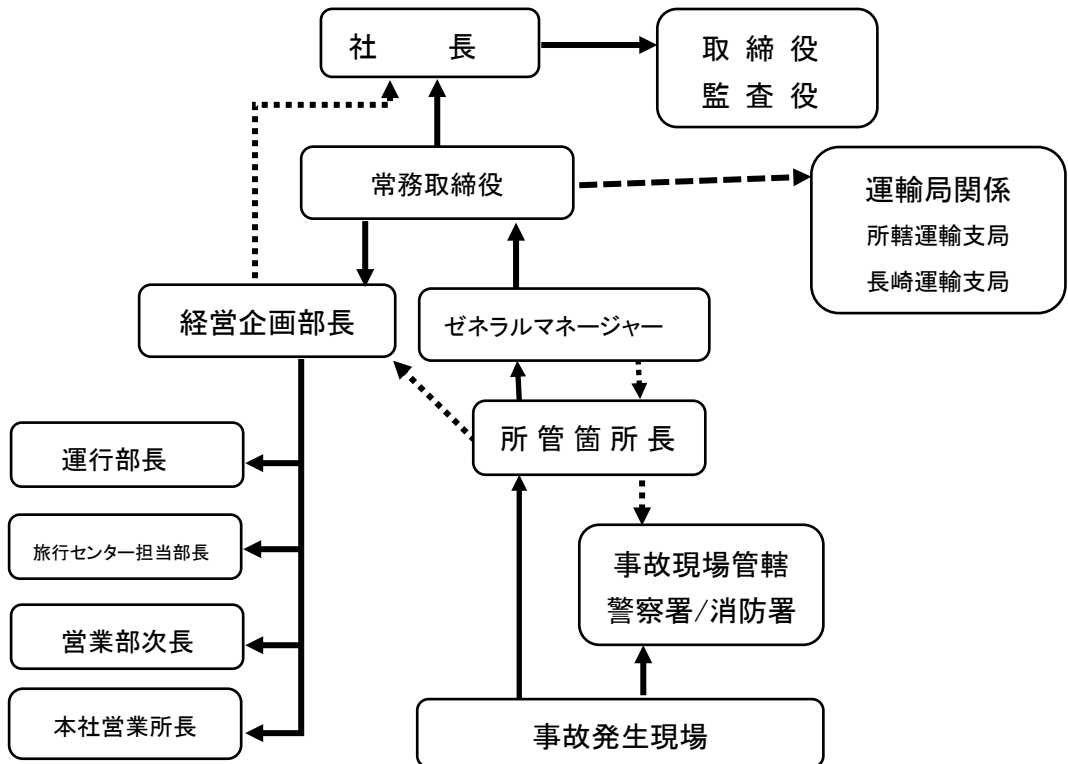
重大事故通報系統

令和元年 12 月 31 日現在

【車両関係事故】



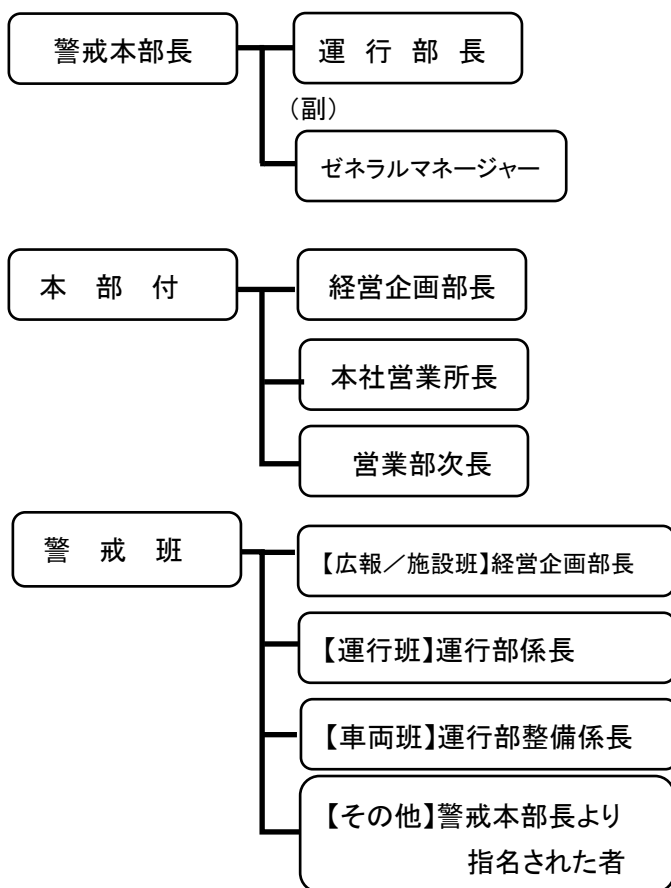
【施設関係事故】



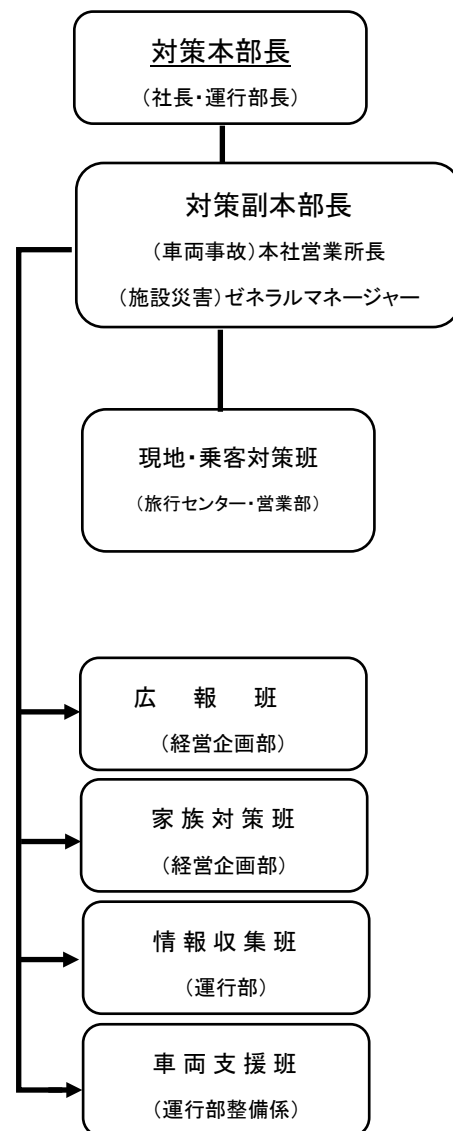
重大事故警戒および処理体制

令和元年 12 月 31 日現在

第一体制【警戒】



第二体制【処理】



(注) 第一体制【警戒】は、事故発生と同時に第二体制【処理】に切り替わる。

重大事故処理事項

令和元年 12 月 31 日現在

1. 負傷者

搬出(救護)
病院収容(診断書含む)
身元確認
家族への連絡、輸送
見舞い
遺留品の確認・保管
宿泊手配・接待
帰宅、退院、転院手配
示談
食事手配(現地)
救急車の搬送先の確認

2. 死者

収容
遺留品保管
身元確認
家族への連絡、搬送
霊安室安置
遺体搬送
葬儀社依頼
遺族への挨拶
通夜
葬式
法事
示談
食事手配(現地)

3. 家族

連絡、現地への輸送
来社家族の控室
来社家族の送迎
挨拶、接待
宿泊

4. 施設

応急修復
解体撤去
作業者手配

5. 車両

引き上げ
現地責任者選任
搬送
修理、廃車

6. 報道関係

対応
情報発表

7. 警察・消防署

(現地および長崎本部)
速報
実地検証、立会い
事情説明
挨拶

8. 運輸支局

(現地・長崎支局 九州運輸局)
速報
事情説明
挨拶

9. 旅行代理店

事情説明、手配変更
挨拶

10. 救出団体

(地方自治会、自治体を含む)
接待
事後挨拶

11. 病院

事情説明
挨拶

12. 勤務先挨拶

13. 地主、家主、施設主

事情説明
挨拶、示談
補償

14. その他の被害者

相手方団体、会社への
連絡および挨拶

15. 道路管理者

復旧、応急対策依頼
事後拡大防止
地理/地形/気象状況の
把握

16. 調達

資金
資材、材料、機材
乗車券手配
従業員宿泊、食事

17. 通信手配

非常電話の設置
応援依頼

事故処理事項は、次のとおり分担する。

事故処理事項	担 当 班	記 事
No.7. 8. 9..10. 11	情報収集班	運行部
No.6. 13. 14	広報班	経営企画部
No.1. 2. 13. 14	現地・乗客対策班	旅行センター・経営 企画部
No.3. 12. 16	家族対策班	旅行センター・営業部
No.4. 5. 15. 17	車両支援班	運行部整備係

長崎バス観光株式会社